１０１２．入港前統一申請

業務コード	業務名
ＶＰＸ	入港前統一申請

１．業務概要

「船舶基本情報登録（ＶＢＸ）」業務、「船舶運航情報登録（ＶＴＸ０１）」業務、「乗組員情報登録（ＶＴＸ０２）」業務、「旅客情報登録（ＶＴＸ０３）」業務または「船舶基本情報等事前登録（ＷＢＸ）」業務により登録された内容に基づき、当該港入港前に、各種申請等を同時に行う。

また、本業務で申請する手続きを選択することも可能とする。

本業務により、登録、訂正または取消しを可能とする。

また、「入港前統一申請（ＷＰＴ）」業務で登録した情報の訂正または取消しを可能とする。

なお、当該港の乗組員及び旅客情報に変更がある場合は、本業務を行う前にＶＴＸ０２業務、ＶＴＸ０３業務またはＷＢＸ業務により各情報を訂正しておく必要がある。

手続名	提出先
乗組員・旅客情報事前報告情報	税関
入港通報（予備審査情報）	入管
乗員上陸許可申請	入管
入港通報	検疫所
検疫通報	検疫所
危険物荷役許可申請	港長
停泊場所指定願	港長
移動許可申請	港長
係留施設使用許可申請	港湾管理者
保障契約情報	地方運輸局
船舶保安情報	海上保安部署
係留施設使用届	港長
事前通報	港内交通管制室／海上交通センター
航路通報	海上交通センター

２．入力者

船会社、船舶代理店

３．制限事項

１入港前統一申請に対する訂正は、最大９９回とする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②登録の場合でかつ入力者が船会社の場合は、入力された船舶コードに対する船舶ＤＢ上の船舶運航者と同一会社であること。

③登録の場合でかつ入力者が船舶代理店の場合は、当該港において入力された船舶コードに対する船舶ＤＢ上の船舶運航者と受委託関係がシステムに登録されていること。ただし、港単位でのみ受委託関係が登録されている場合を除く。

④訂正または取消しの場合は、登録者と同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

（Ｂ）項目関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

（３）船舶ＤＢチェック

登録・訂正の場合は以下のチェックを行う

①入力された船舶コードが船舶ＤＢに存在すること。

②削除の旨が登録されていないこと。

③乗員上陸許可申請以外の場合は、外航船として登録されていること。

（４）船舶運航ＤＢチェック

①登録・訂正の場合は、入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する当該港の運航港情報が船舶運航ＤＢに存在すること。

②削除の旨が登録されていないこと。

（５）海上乗組員ＤＢチェック

登録・訂正の場合でかつ乗組員・旅客情報事前報告提出、入港通報（予備審査情報）、入港通報、乗員上陸許可申請において乗組員情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する海上乗組員ＤＢに対して以下のチェックを行う。

①乗組員情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、当該の乗組員情報が海上乗組員ＤＢに存在すること。

②乗組員情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、乗組員情報に対する入力終了表示が登録されていること。

③乗組員情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、削除の旨が登録されていないこと。

（６）海上旅客ＤＢチェック

登録・訂正の場合でかつ乗組員・旅客情報事前報告提出、入港通報（予備審査情報）、入港通報において、旅客情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する海上旅客ＤＢに対して以下のチェックを行う。

①旅客情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、当該の旅客情報が海上旅客ＤＢに存在すること。

②旅客情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、旅客情報に対する入力終了表示が登録されていること。

③旅客情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、削除の旨が登録されていないこと。

（７）入港前統一申請ＤＢチェック

（Ａ）訂正の場合

①入力された入港前統一申請番号が入港前統一申請ＤＢに存在すること。

②入力者は入港前統一申請の登録を行った利用者と同一であること。

③ＷＰＴ業務で登録された場合は、船舶運航情報を使用した届出であること。

④船舶コード、航海番号（１）及び港コードが変更されていないこと。

⑤最新の入港前統一申請番号であること。

（Ｂ）取消しの場合

①入力された入港前統一申請番号が入港前統一申請ＤＢに存在すること。

②入力者は入港前統一申請の登録を行った利用者と同一であること。

③ＷＰＴ業務で登録された場合は、船舶運航情報を使用した届出であること。
④最新の入港前統一申請番号であること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「００００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。

（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）入港前統一申請番号の払出し処理

（Ａ）登録の場合

入港前統一申請番号をシステムで払い出す。

（Ｂ）訂正の場合

入港前統一申請番号に対する枝番をシステムで払い出す。

（３）書類提出先税関官署決定処理

税関への乗組員・旅客情報事前報告情報提出の場合は、入力された着岸（予定）場所コードに基づき、書類提出先税関官署を決定する。ただし、書類提出先官署コードが入力された場合は、入力された官署とする。

（４）乗下船判定処理

乗組員情報または旅客情報をシステム処理する旨が入力されている場合は、乗下船の判定処理を行う。

（５）宛先判定処理

提出の旨が入力された申請先の官庁を宛先とする。

（６）入港前統一申請ＤＢ処理

（Ａ）登録・訂正の場合

①システムで払い出された入港前統一申請番号に対する情報を入港前統一申請ＤＢに登録する。
②本業務で入力された内容を登録する。
③入力された船舶コード及び航海番号（１）に対する船舶運航情報、乗組員情報及び旅客情報の内容を登録する。

（Ｂ）取消しの場合

①入力された入港前統一申請番号に対する入港前統一申請ＤＢを更新する。
②当該情報の取消しが行われた旨を登録する。なお、手続情報毎の取消しを可能とする。

（７）港湾関連ＤＢ処理

（Ａ）登録・訂正の場合

システムで払い出された入港前統一申請番号に対する情報を港湾関連ＤＢに登録する。

（Ｂ）取消しの場合

①入力された入港前統一申請番号に対する港湾関連ＤＢを更新する。
②当該情報の取消しが行われた旨を登録する。

（８）出力情報出力処理

後述の出力情報出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
乗組員・旅客情報事前報告情報	税関への報告の場合	書類提出先税関（監視担当部門）
乗組員・旅客情報事前報告訂正・取消通知情報	税関への乗組員・旅客情報事前報告が訂正または取消された場合	書類提出先税関（監視担当部門）
係留施設使用許可申請控情報	港湾管理者への係留施設使用許可申請の場合	入力者
危険物荷役許可申請控情報	港長への危険物荷役許可申請の場合	入力者
停泊場所指定願控情報	港長への停泊場所指定願の場合	入力者
移動許可申請控情報	港長への移動許可申請の場合	入力者
係留施設使用届控情報	港長への係留施設使用届の場合	入力者
事前通報控情報	港内交通管制室または海上交通センターへの事前通報の場合	入力者
入港通報回答情報（検疫所）	検疫所が入港通報を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
検疫通報回答情報（検疫所）	検疫所が検疫通報を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
危険物荷役許可申請回答情報	港長が危険物荷役許可申請を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
停泊場所指定願回答情報	港長が停泊場所指定願を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
移動許可申請回答情報	港長が移動許可申請を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
保障契約情報回答情報	地方運輸局が保障契約情報を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
船舶保安情報回答情報	海上保安部署が船舶保安情報を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
係留施設使用届回答情報	港長が係留施設使用届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
事前通報回答情報	港内交通管制室または海上交通センターが事前通報を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
係留施設使用許可申請回答情報	港湾管理者が係留施設使用許可申請を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
航路通報回答情報	海上交通センターが航路通報を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者
無線検疫審査結果通知	検疫所が入港通報または検疫通報を確認し、入力者に対して交付を行った場合	入力者
指示書	海上交通センターが航路通報を確認し、入力者に対して交付を行った場合	入力者

情報名	出力条件	出力先
勧告書	海上交通センターが航路通報を確認し、入力者に対して交付を行った場合	入力者

７．特記事項

（１）税関への乗組員・旅客情報事前報告情報の場合は以下の優先順位にて、入港（予定）年月日・時刻として入港前統一申請ＤＢに登録する。

①入力されたびょう泊（予定）年月日・時刻（自）

②入力された着岸（予定）年月日・時刻

③船舶運航情報ＤＢに登録されているびょう泊（予定）年月日・時刻（自）

④船舶運航情報ＤＢに登録されている着岸（予定）年月日・時刻

（２）入管への入港通報（予備審査情報）の場合は、以下の情報を送信する。

①入港通報（予備審査情報）

②乗組員名簿（１５００人単位に分けて送信する。）

③旅客名簿（１５００人単位に分けて送信する。）

（３）入管への乗員上陸許可申請の場合は、以下の情報を送信する。

①乗員上陸許可申請

②乗組員名簿（１５００人単位に分けて送信する。）

（４）本業務で乗組員情報または旅客情報についてマニュアル処理または旅客なしの旨が入力されている場合、乗組員情報及び旅客情報のチェックは行わない。

（５）船舶ＤＢ上の船舶名切替年月日＞入港（予定）年月日の場合は、訂正前船舶名称を入港前統一申請時の船舶名称とする。

（６）書類提出先官署未入力ダイアログについて

端末パッケージソフト利用者においては、下記の①、②を満たす場合、送信時に書類提出先官署未入力ダイアログにおいて申請先官署コードの入力を促すための機能を設ける。

①乗組員・旅客情報事前報告情報提出有無が提出有りの場合で、乗組員・旅客情報事前報告情報提出有無以外も提出有りとしている場合。

②税関以外の提出先に対応する申請先官署コードに入力がない場合。

（７）入力された本邦寄港地の着岸（予定）場所コードまたは出港停泊場所コードのいずれかが内航バースの旨を注意喚起メッセージとして出力する。